

第二次美祿市総合計画後期基本計画等策定方針

令和5年11月
美祿市

1 策定の趣旨

本市では、令和2年2月に「第二次美祢市総合計画」を策定し、目指すべき将来像『若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』とし、市民、地域、企業、各種団体、行政が一体となってその実現に向けた市政運営を進めてきました。

その間、人口減少、少子高齢化に伴う経済構造や人口構造の変化は一層進行し、地域経済の縮小により担い手不足などが深刻化しています。また、大規模な自然災害への対応、更には新型コロナウイルス感染症対策を契機とした新たな日常への対応、デジタル化の急速な進展など、本市が直面する課題は複雑多岐に渡っています。

こうした状況に柔軟に対応し、厳しい財政状況においても将来に渡って持続可能なまちづくりを実現するためには、行政と市民の協働及び産官学連携などに積極的に取り組み、既存の手法にとらわれず、経営感覚を持った行政運営を推進する必要があります。

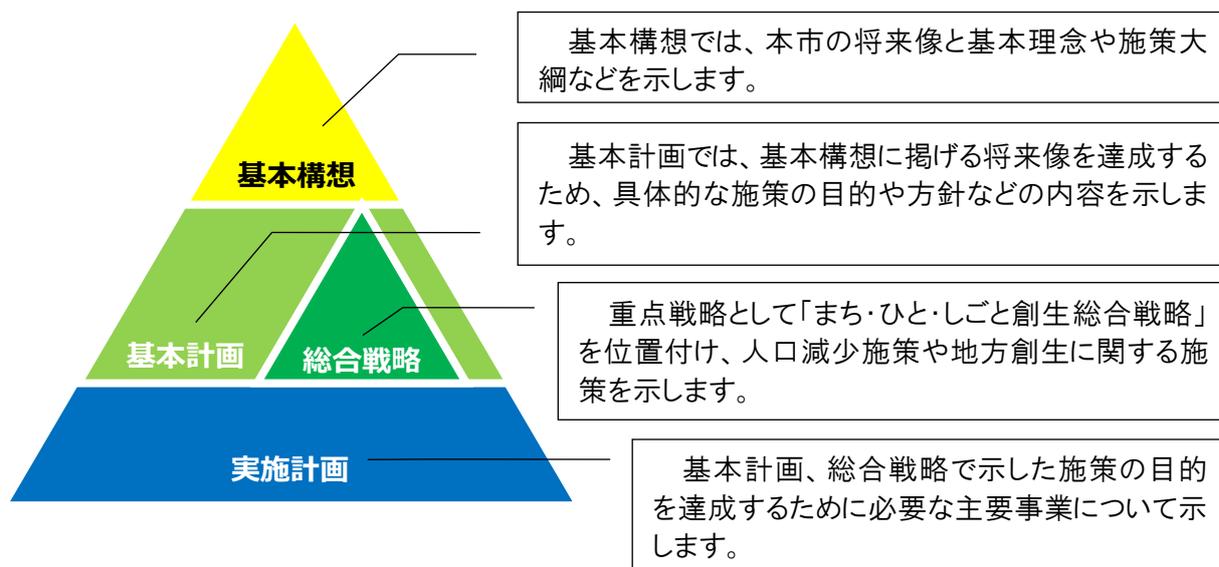
こうした中、総合計画を構成しています前期基本計画と第2期総合戦略の計画期間が令和6年度をもって終了することから、社会情勢の変化を的確に捉え、市民ニーズの変化に対応したまちづくりの新たな指針として、これら後期計画を策定するものです。

2 総合計画の位置づけ

本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種個別計画や施策の基本となる最上位の計画です。

(1) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。



(2) 計画期間

| | | |
|------|-----------------------------|------------------------------|
| 基本構想 | 令和2年度～令和11年度（10年間） | |
| 基本計画 | 前期基本計画 令和2年度～令和6年度（5年間） | 後期基本計画 令和7年度～令和11年度（5年間） |
| 総合戦略 | 第2期総合戦略 令和2年度～令和6年度（5年間） | 第3期総合戦略 令和7年度～令和11年度（5年間） |

(3) 計画名の整理

本策定方針における計画名の略称は、次のとおりとする。

| 計画名 | 略称 |
|---|---------|
| 第二次美祢市総合計画 | 総合計画 |
| 第二次美祢市総合計画前期基本計画及び第2期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略で構成される総合計画 | 前期計画 |
| 第二次美祢市総合計画前期基本計画 | 前期基本計画 |
| 第2期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 第2期総合戦略 |
| 第二次美祢市総合計画後期基本計画及び第3期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略で構成される総合計画 | 後期計画 |
| 第二次美祢市総合計画後期基本計画 | 後期基本計画 |
| 第3期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 第3期総合戦略 |
| 美祢市人口ビジョン | 人口ビジョン |

3 計画策定の基本的な考え方

後期計画は、総合計画を構成する基本計画と総合戦略の計画期間が令和6年度に満了することに伴い策定するものです。全く新しい計画を策定するものではなく、前期計画の策定後の社会経済情勢など主な動向を踏まえ、必要に応じた修正を行い策定するものです。

3-1 計画策定の視点

(1) 基本計画と総合戦略を一体的に推進できる計画

総合計画という性格上、施策が広範な分野にまたがる総花的な計画となっていることは否めず、本市が目指す目標に向かって重点的に取り組む施策が伝わりにくい状況にあります。基本構想において、重点戦略として位置付けられている総合戦略の取扱いを明確化し、基本計画と総合戦略との関係性を整理して、より一体的な推進が可能な計画とします。

(2) 分かりやすい計画

市民にとって分かりやすく親しみやすい計画とするため、記載内容、構成、表現方法などをシンプルなものとして、誰にでも分かりやすい計画とします。市民と行政がまちづくりの課題や目標を共有でき、施策の効果・検証結果が市民に分かりやすく伝えられる計画とします。

(3) 実効性を確保した計画

人口減少社会の到来による地域経済の縮小によって、税収減が懸念される一方、少子高齢化の進展により社会保障経費の増加が見込まれるなど、本市の行財政運営はますます厳

しさを増していきます。施策の効果を適切に評価でき、変動する社会経済状況等に対応した事業内容の見直しや、予算編成などに適時適切に反映できる実効性のある計画とします。

4 計画の策定体制

総合計画は、本市のまちづくりの指針となる最上位の計画であり、将来像の実現のためには、行政だけでなく、市民、地域、企業、各種団体との連携・協働が不可欠です。そのため、計画の策定に当たっては、多様な手法により市民の意見を聴取し、適切に計画反映させるとともに、組織・業務の枠組みにとらわれない全庁的な協力体制で対応します。

4-1 附属機関

(1) 総合計画審議会

美祢市総合計画審議会は、市民、学識経験者、議会、各種団体の代表者等をもって組織し、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申します。

(2) 総合戦略部会及び基本計画部会

総合戦略と基本計画のより深化した議論を進めていくため、美祢市総合計画審議会規則第7条の規定のに基づき、総合戦略部会と基本計画部会を設置することができます。計画審議の過程に応じて対応していきます。

4-2 庁内組織

(1) 総合計画推進本部

美祢市総合計画推進本部設置要綱に基づき、総合計画推進本部を設置します。推進本部の組織は、副市長、教育長、病院事業管理者及び各部長で組織し、基本計画、総合戦略、人口ビジョンその他総合計画の策定に関し必要な事項の調整及び協議を行います。

(2) 各所属

基礎資料の取りまとめや計画の原案の作成に当たっては、計画策定の趣旨等を共有し、全職員体制により対応していきます。部局横断的な内容にあっては、関係課の連携を深め、全庁的な体制で策定します。

4-3 市民参加

計画策定に当たっては、市民意向調査を実施し、市民のニーズやまちづくりに対する考え方を把握します。市政運営に関する各種審議会や各種団体での意見、個別計画策定の際に集約したアンケート調査結果などを活用します。また、ホームページ等を活用し、適宜、計画の策定状況を市民に周知するとともに、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見を求め、それを計画に反映できる体制を整えます。

5 議会との連携

総合計画については、議会と執行部が一体となって推進していくことが重要であることから、適宜適切に情報提供をするとともに、意見を聴きながら策定に取り組みます。

6 スケジュール

| | | |
|----------|------------|------------------------|
| 令和5年7月頃 | ～ 令和5年11月頃 | 市民意識調査分析 |
| | ～ 令和5年12月頃 | 基礎的調査の整理分析 |
| | ～ 令和6年1月頃 | 前期計画の評価・検証等 |
| 令和5年12月頃 | ～ 令和6年9月頃 | 後期計画の作成（意見集約、骨子・素案の作成） |
| | ～ 令和6年12月頃 | 後期計画の作成（意見集約、原案の作成） |
| 令和6年12月頃 | ～ 令和7年1月頃 | パブリックコメント |
| | ～ 令和7年3月頃 | 後期計画の策定 |